

障害者総合支援法に基づく補装具費支給について

障害者総合支援法に基づく補装具費の支給(購入等)について

1 補装具の概念

障害者総合支援法に基づく補装具とは、以下の3つの条件を満たしたものと定義されています。

- | |
|---|
| <p>一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。</p> <p>二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。</p> <p>三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。</p> <p style="text-align: right;">（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（以下、障害者総合支援法）施行規則 第一章総則 第六条二〇より）</p> |
|---|

2 補装具費支給（購入等）事務の概要

（1）補装具の種目・価格

補装具費を支給する際の、補装具の名称、型式、基本構造、耐用年数、基準となる価格などについては、厚生労働省の告示「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下「基準表」という。）に定められています。

（2）補装具費支給の対象

補装具費の支給を受けるには、原則として支給を申請する時点で身体障害者手帳を所持しているか、又は障害者総合支援法施行令で定める難病患者等であり、補装具を必要とする障害状況が認められることが必要です。

（3）支給事務と実施主体

補装具費支給事務の取り扱いについては、原則として厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」に基づいて行っています。

補装具費の支給は、各区市町村が決定します。

（4）支給に必要な判定

区市町村は、補装具費の支給決定するにあたり、必要があると認められる場合には、判定依頼又は意見照会を身体障害者更生相談所等に行います。

18歳以上の身体障害者の場合、東京都では、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医、又は障害者総合支援法第59条第1項に基づく自立支援医療（更生医療）を主として担当する医師（以下、あわせて「指定医」という。）が補装具費支給意見書を作成することとしています。

18歳未満の身体障害児の補装具費支給には、表1に示した指定医、又は保健所の医師が作

成した補装具費支給意見書が原則として必要です。

表1 身体障害者と身体障害児の補装具費支給

	身体障害者	身体障害児
実施機関	区市町村	
支給対象	18歳以上	18歳未満
判定依頼(者) 意見照会(児)	身体障害者更生相談所	自立支援医療(育成医療)機関 保健所、指定医等

＊身体障害者更生相談所:東京都の場合は、東京都心身障害者福祉センターと同センター多摩支所です(以下、あわせて「センター」という)。

本書では、18歳以上の身体障害者及び難病患者等への補装具費支給について説明します。

(5) 他の制度との適用関係

補装具を支給する制度としては、障害者総合支援法のほかに、戦傷病者特別援護法、介護保険法による福祉用具貸与制度、損害賠償制度、労働者災害補償保険法等があります。

いずれの制度も障害者総合支援法に優先されて適用されます。

(6) 治療用装具

補装具には、治療の手段として一時的に使われるものがあります。このような治療用装具は、医療保険等による給付となり、障害者総合支援法による補装具費支給の対象にはなりません。治療終了後に症状が固定し、職業、その他日常生活の能率向上を図る上で必要な場合に、障害者総合支援法による補装具費支給の対象となります。

(7) 補装具費支給のための判定方法（東京都の場合）

補装具費支給のための判定等は、次の方法で行われます。

①本人の来所又は出張判定等により、センターが判定（直接判定）。

義肢、装具、座位保持装置、車椅子（一部の付属品を追加又は変更する場合）、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置（書類では判定ができない場合）、補聴器（補聴システム）

②指定医の意見書により、センターが判定（書類判定）。

補聴器（高度難聴用片耳・補聴システムを除く）、車椅子（手押し型A・B以外のオーダーメイド）、重度障害者用意思伝達装置（区市町村からセンターに電話連絡し、センターが状況を確認のうえ判定方法を決定します。）

※ 入院中や施設等に入所中で、センターへの来所が医学的に困難な場合には、装具、殻構造義肢、座位保持装置について、書類判定が可能な場合があります。

③区市町村が、指定医の意見書により判断。

義眼、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）、補聴器（高度難聴用片耳）、車椅子（手押し型A・Bのオーダーメイド、手押し型A・B以外のレディメイド）、歩行器

④区市町村が、意見書を省略して判断（身体障害者手帳で判断できる場合）。

視覚障害者安全つえ、車椅子（手押し型A・Bのレディメイド）、歩行補助つえ

(8) 特例補装具費の支給について

身体障害者（児）の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、基準に定められる名称、型式、基本構造等によることができない補装具を特例補装具といいます。

18歳以上の身体障害者に特例補装具費の支給の必要が生じた場合は、上記（7）の判定区分にかかわらず全てセンターの直接判定に基づき、区市町村が支給決定するものとなります。ただし、特例補装具を必要とする明確な理由が認められる必要があります。

身体障害者更生相談所では18歳未満の身体障害児への補装具費支給についての判定は行いません。しかし、身体障害児に対する特例補装具費の支給に当たって、区市町村は必要に応じて技術的な助言をセンターに求めることができます。

(9) 補装具費の支給対象となる補装具の個数

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。しかし、職業又は教育上等特に必要と認められる場合には、2個とすることができる場合があります。また、修理期間中の代替えは、対象となりません。

(10) 再支給

補装具では、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数（耐用年数）が、種目や型式ごとに、目安として定められています。（表3 補装具耐用年数参照）

障害状況の変化等で身体に適合しなくなった場合や、著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再支給が可能な場合があります。ただし、耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は、再支給の対象にはなりません。

(11) 適合判定

厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」により、以下のように定められています。

①補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること。

ア 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき区市町村が決定するもの

更生相談所が適合判定を行い、区市町村は適合判定が行われたことを確認する。

イ 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき区市町村が決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、区市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

ウ 補装具費支給意見書により区市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、区市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

エ 身体障害者手帳により補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるもの

区市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により区市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

- ② 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、補装具事業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施すること。
- ③ 義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。
- ④ 義肢、装具及び座位保持装置以外の種目についても、③に準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。
- ⑤ 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具事業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

＜東京都の場合＞

地域の障害者センターや医療機関等の施設で適合評価を行う場合は、適合報告書を提出していただき、センターの判定医が適合状況の確認を行っています。

なお、適合報告書を必要とする場合は、センターが区市町村へ送付する「判定書」に「適合報告書の提出をお願いします。」等と記載し、お知らせしています。

（１２）難病患者等^{*6}に対する補装具支給事務について

平成２５年４月１日より難病患者等（１３０疾病）も障害者総合支援法の対象となり、その後何度か改正を経て令和３年１月１日より対象疾病が３６６疾病に拡大されました^{*7}。判定方法等の手続きは基本的に前項までに説明した従来どおりとなりますが、以下の点に留意して意見書の作成等をお願いします。

①難病患者等の補装具対象者について

政令等で定められる難病患者等の、疾患名や疾患群で補装具の項目種目を限定されることはありません。「補装具費支給事務取扱指針」に基づき、個々の身体状況等の変動状況や日内変動等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性が認められる場合に対象となります。

②身体症状等の変動状況や日内変動等について

身体症状等の変動状況や日内変動等がある場合は、補装具費支給意見書の以下の欄へ、その内容の記載をお願いします。

- ・補装具費支給意見書（肢体不自由）（車椅子を除く）：「障害の状況」の欄

- ・補装具費支給意見書（座位保持装置用）：「現病歴・障害状況」の欄
- ・補装具費支給意見書（車椅子用）：「障害の状況」の欄
- ・補装具費支給意見書（重度障害者用意思伝達装置用）：
「身体状況・障害状況」の「2 障害の総合所見」の欄

- * 6 難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。
- * 7 対象疾病については、厚生労働省ホームページ「ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 施策情報 > 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）> 令和3年11月から」をご確認ください。

（13）借受けについて

平成30年4月1日から補装具費支給制度に借受けが導入されています。意見書の作成については以下の点に留意してお願いいたします。

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るように製作されたものを基本としていることから、購入することが原則です。このため、補装具の借受けについては、次の場合に限ることとなっています。

- ①身体の成長に伴い、補装具等の短期間での交換が必要であると認められる場合。
 - ②障害の進行により、補装具の短期間での交換が想定される場合。
 - ③補装具の購入に先立ち、複数の補装具費等の比較検討が必要であると認められる場合。
- 対象種目等は次の種目になっています。
- ①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
 - ②重度障害者用意思伝達装置（本体のみ）
 - ③歩行器
 - ④座位保持椅子

借受けに係る補装具の交換までの期間は、最長1年を原則とすることになっています。

補装具費支給制度の借受けを選択する場合は、本人の意向を確認のうえ、補装具費支給意見書「申請の意向等」欄の借受けに○をつけ、借受け期間、事業者名の記入をお願いします。

表 2 補装具耐用年数

【殻構造義肢】義肢本体

区分	名称	型式	耐用年数
義手	上腕義手	装飾用	4
		作業用	3
		能動式	3
		電動式	3
	肩義手	装飾用	4
		作業用	3
		能動式	3
		電動式	3
	肘義手		3
	前腕義手		3
	手義手		3
	手部義手	装飾用	1
		作業用	2
	手指義手	電動式	3
		装飾用	1
		作業用	2
義足	股義足		4
	大腿義足	常用	3
		吸着式	5
		作業用	3
	膝義足	常用	3
		作業用	2
	下腿義足		2
	果義足		2
	足根中足義足	鋼板入り	2
		足袋型	1
	足指義足	下腿部支持式	2
			1

完成用部品

材料・部品名	耐用年数
継手類	3
リストメタル	3
手部	1
手袋	1
足部	1
その他の小部品(消耗品)	1

【骨格構造義肢】

材料・部品名	耐用年数
パイプ(チューブアダプター)	5
継手類	3
リストメタル	3
手部	3
ターンテーブル	3
手袋	1. 5
足部	1. 5
フォームカバー(義手用)	1. 5
フォームカバー(義足用)	0. 5
その他小部品(消耗品)	1

【座位保持装置】 3年

【車椅子・電動車椅子】 6年

【歩行器】 5年

【松葉づえ(木材)】 2年

【松葉づえ(軽金属)】 4年

【カナディアン・クラッチ】 4年

【ロフストランド・クラッチ】 4年

【多脚づえ】 4年

【プラットホーム杖】 4年

【重度障害者用意意思伝達装置】 5年

【装具】装具本体

区分	名称	型式	耐用年数
下肢装具	股装具	金属枠	3
		硬性	3
		軟性	2
	長下肢装具		3
		両側支柱	3
		硬性	3
		スウェーデン式	2
		軟性	2
	短下肢装具	両側支柱	3
		片側支柱	3
		S型支柱	3
		鋼線支柱	3
		板ばね	3
		硬性(支柱あり)	3
		硬性(支柱なし)	1. 5
		軟性	2
		軟性	2
		鋼索	3
			1. 5
			1. 5
			1. 5
靴型装具			1. 5
体幹装具	頸椎装具	金属枠	3
		硬性	2
		カラー	2
	胸椎装具	金属枠	3
		硬性	2
		軟性	1. 5
	腰椎装具	金属枠	3
		硬性	2
		軟性	1. 5
	仙腸装具	金属枠	3
		硬性	2
		軟性	1. 5
	側弯症装具	骨盤帯	2
		ミルウォーキー型	2
		金属枠	2
		硬性	1
		軟性	1
上肢装具	肩装具		3
			3
			2
	肘装具	両側支柱	3
		硬性	3
		軟性	2
	手関節背屈保持装具		3
		長対立装具	3
		短対立装具	3
		把持装具	3
		M P 屈曲補助装具	3
		M P 伸展補助装具	3
		指装具	3
		B F O	3
			3
			3
			3
			3

完成用部品

材料・部品名	耐用年数
継手類	1. 5
手部	1. 5
足部	1
その他の小部品(消耗品)	1

補装具使用年数（１８歳未満）：年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもの

【殻構造義肢】

年齢	使用年数	備考
０歳 １～２歳 ３～５歳 ６～１４歳	４月 ６月 １０月 １年	
１５～１７歳	１年６月	次については、左記使用年数にかかわらず１年とすること。 １ 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 ２ 完成用部品のうち「手部（手袋以外の手先具）」、「手袋」及び「足部」 ３ 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

【骨格構造義肢】

年齢	使用年数	備考
０～１４歳	１年	「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず６月とすること。
１５～１７歳	１年６月	１ 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」については、左記使用年数にかかわらず１年とすること。 ２ 「フォームカバー（義足用）」については、左記使用年数にかかわらず６月とすること。

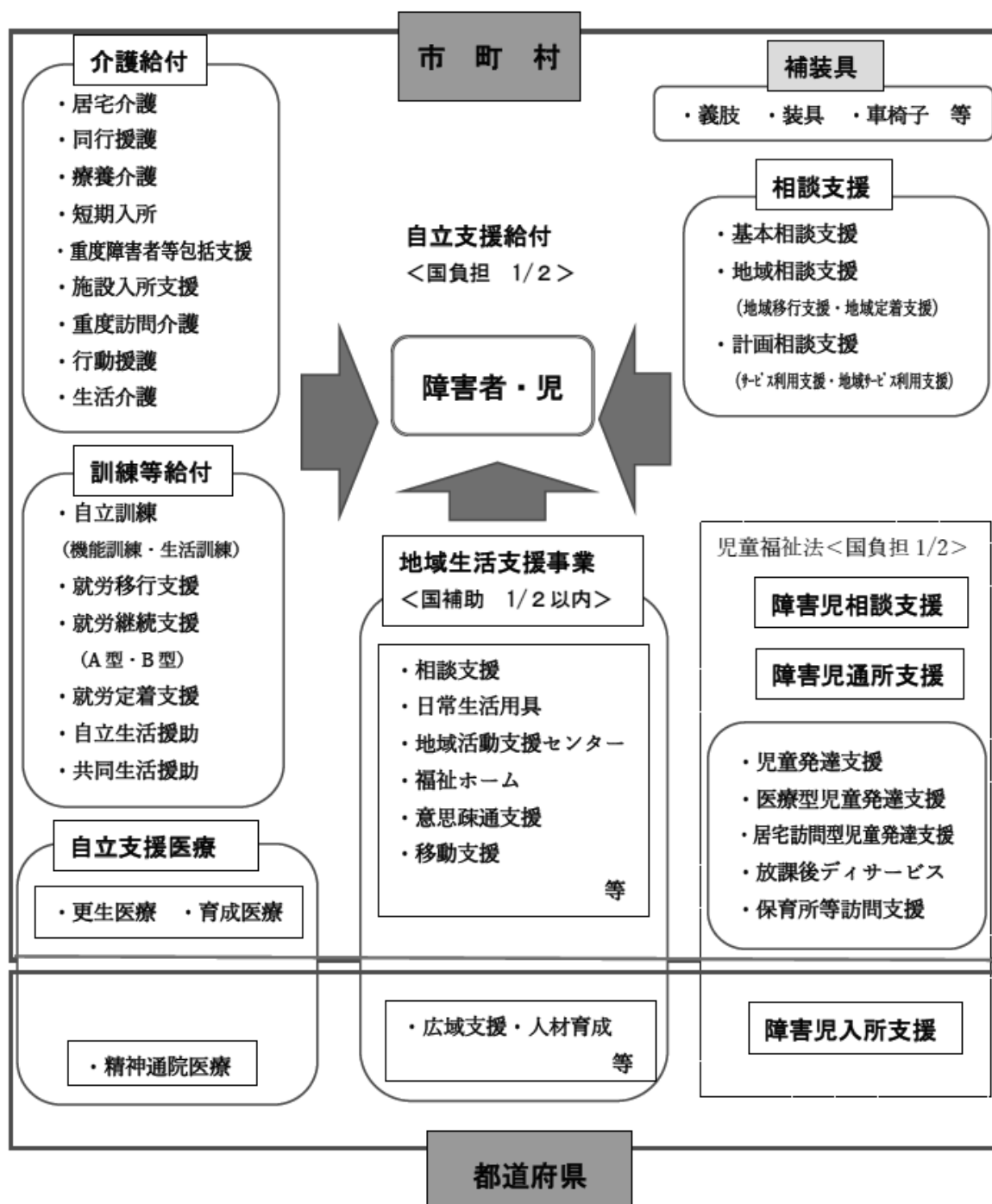
【装具】

年齢	使用年数	備考
０歳 １～２歳 ３～５歳 ６～１４歳	４月 ６月 １０月 １年	
１５～１７歳	１年６月	次については、左記使用年数にかかわらず１年とすること。 １ 装具本体のうち「側弯症装具」の「硬性」及び「軟性」 ２ 完成用部品のうち「足部」 ３ 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

【座位保持装置】	３年
【車椅子】	６年
【電動車椅子】	６年
【座位保持椅子】	３年
【起立保持具】	３年
【歩行器】	５年
【頭部保持具】	３年
【排便補助具】	２年
【松葉づえ（木材）】	２年
【松葉づえ（軽金属）】	４年
【カナディアン・クラッチ】	４年
【ロフストランド・クラッチ】	４年
【多脚づえ】	４年
【プラットホーム杖】	４年
【重度障害者用意思伝達装置】	５年

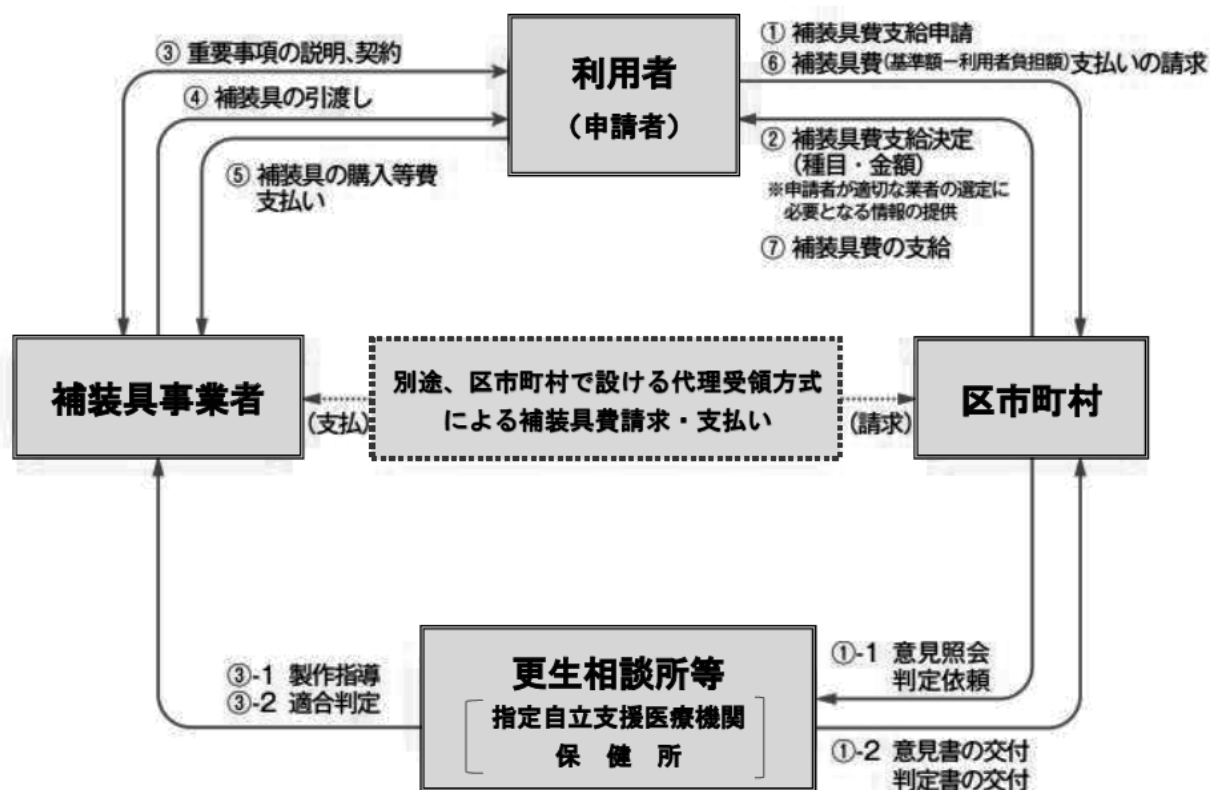
<参考資料>

障害者総合支援法の給付・事業



< 参考資料 >

補装具費の支給（償還払方式）



補装具費の支給（代理受領方式）

